

和光市告示第 44号

和光市医療的ケア児等支援協議会設置要綱を次のように定める。

令和 6年 2月29日

和光市長 柴崎 光子

和光市医療的ケア児等支援協議会設置要綱
(設置)

第1条 医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関による連携のもと、必要な支援体制の仕組みづくり、支援サービスのあり方等について協議を行い、もって医療的ケア児及びその家族（以下「医療的ケア児等」という。）の地域における生活を支援するため、和光市医療的ケア児等支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 医療的ケア児等への支援に係る情報共有に関すること。
- (2) 医療的ケア児等への支援に向けた関係機関の連携体制に関すること。
- (3) 医療的ケア児等への個別支援に関すること。
- (4) 医療的ケア児等への支援に係る研修及び啓発に関すること。
- (5) 和光市障害児保育事業実施要綱（平成29年告示第135号）第2条第1項第4号に規定する障害児支援会議との協議に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、医療的ケア児支援の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療的ケア児及び重症心身障害児に関する学識経験者 1人
- (2) 朝霞地区医師会の代表者 1人
- (3) 障害児医療について知見を有する医師 1人
- (4) 訪問看護ステーションの代表者 1人
- (5) 和光市立小中学校長会の代表者 1人
- (6) 特別支援学校の代表者 2人
- (7) 幼稚園、認定こども園、保育所等の代表者 1人
- (8) 子育て世代包括支援センターの代表者 1人
- (9) 相談支援事業所の代表者 1人
- (10) 医療的ケア児又は重症心身障害児通所支援事業所の代表者 2人

- (11) 障害児が所属する団体の代表者 1人
- (12) 医療的ケア児の保護者 2人
- (13) 医療的ケア児コーディネーター 1人
- (14) 埼玉県医療的ケア児等支援センター・地域センターの代表者 1人
- (15) 朝霞保健所職員 1人
- (16) 教育支援センターの代表者 1人
- (17) ハローワーク朝霞の代表者 1人
- (18) 福祉部長 1人
- (19) 健康部長 1人
- (20) 子どもあんしん部長 1人
- (21) 教育部長 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(個別検討部会)

第7条 協議会に、第2条第3号に掲げる事項の協議にあたって、市長が必要と認めるときは、委員の一部で構成する個別検討部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は委員9人以内で組織する。

- 3 部会は、会長が指名する委員（以下「部会委員」という。）をもって組織する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が部会委員の中から指名する。
- 5 部会長は、部務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

（守秘義務）

第8条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、子どもあんしん部子ども家庭支援課において処理する。

（謝礼）

第10条 委員に対し、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

（会議の公開）

第11条 会議は原則公開とする。ただし、和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）第7条各号に該当する情報が含まれると会長が認める場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。